

平成 27 年度 岡崎市文化財保護審議会会議録

開催日時：平成 27 年 8 月 5 日（水） 午後 2 時 00 分～午後 5 時 30 分

開催場所：岡崎市福祉会館 3 階視聴覚室

出席委員：10 名

加藤安信委員（会長）・野本欽也委員（会長職務代理者）・内田尚之委員・
荻野嘉美委員・奥田敏春委員・小林吉光委員・鷹巣純委員・三浦重光委員・
山田伸子委員・渡邊幹男委員

欠席委員：1 名

杉野丞委員

説明のために出席した事務局職員：11 名

社会教育課：小野鋼二課長・柴田英代文化財班班長・小幡早苗主任主査・
山口遥介主事・浅井幸恵主事

公園緑地課：市川正史課長・小林雄一郎計画班班長・藤城直尊主任主査

乙川リバーフロント推進課：杉山弘朗課長・香村尚将企画調整班班長・
吉居誉治技術班班長

傍聴者：なし

議事内容

1 諮問事項

- (1) 乙川リバーフロント地区 乙川河川緑地整備工事について
- (2) 市指定文化財の指定について

2 報告事項

- (1) 岡崎城跡龍城堀南のサクラ伐採及び補植について
- (2) 平岩城跡発掘調査について
- (3) 歴史まちづくり事業の歴史的風致について
- (4) 新規指定・登録文化財について
- (5) 勝鬘寺墓地拡幅工事について

3 その他

議題及び議事の要旨

1 諮問事項

- (1) 乙川リバーフロント地区 乙川河川緑地整備工事について

【社会教育課説明要旨】

岡崎城跡への来訪者の増加を図る中で、安全で円滑な公園アクセスを確保するとともに、バリアフリーに対応するため、乙川リバーフロント地区整備計画に基づき、乙川河川緑地の整備を行う。今回諮問する内容は、城南亭南側堤防から河川敷に降りる斜面部への階段及びスロープの設置についてである。

階段及びスロープの設置場所は、近代以降に一部掘削されており、石垣等の遺構部分に改変が見られる場所。盛土をした上で工事を実施するため、現状の法面の変更ということにはなるが、元々の土塁・遺構面にも配慮して施工するため、影響は少ないと考える。ただし、階段に付随する手すりや照明灯は盛土やコンクリート内に収まるものの、

階段最下部は基礎の掘削が入るため、試掘が必要となる。

【諮問審議】

- ・ 樹木が伐採されてスロープができるのか。
→クスノキは伐採され、松の木は残る。
- ・ 盛土で施工され、遺構はほぼ保護されるとのことで、許可してもいいかと思う。階段最下部の基礎部分のみ工事立会等をしっかりしてほしい。
- ・ 遺構に差し支えないということで許可。ただ、現状変更を必要とする理由の中に「歴史遺産としての価値を重視した岡崎公園の整備を推進し」とあるが、階段やスロープをつくること（岡崎公園の整備推進）が歴史遺産としての価値を重視した行為であるかは疑問。整備は岡崎城跡の史跡としての価値を高めるという観点で実施するものであり、公園整備のための現状変更である。
→リバーフロントという政策は、史跡保護という観点とは相反するものではあると思う一方で、現実には公園がバリアフリーでなく、障害者の方等には必要なものだと考えている。文化財行政としては、岡崎城を有する史跡公園として階段のデザイン等は一考の余地がある。歴史遺産の価値を重視すると書いておきながら、整備を進めるといえることがあるが、最低限必要な部分であると考えている。
- ・ 「価値を重視した」と書く必要はなく、「歴史遺産に配慮した」整備であると、岡崎城を尊重してほしい。地方創生で地域活性化という観点から整備を行っていくことは国の施策のひとつであり、国がこれを推進している以上、ある程度の整備はやむを得ないことだと言える。
- ・ 岡崎城跡の今後の取扱いに関しては整備部局と保護部局とに食い違いがあるので、これがなくなるように調整する必要がある。これは付帯事項として挙げておきたい。
- ・ 社会教育課としてどんな見通しで保護と整備を進めていくのかきっちりする必要がある。
→岡崎公園については、平成 27・28 年度において平成 15 年度の計画を見直すという形で整備計画・方向性を定めていく予定である。城址公園としての方向性を明確にしていきたい。
- ・ 城址公園ということ踏まえたデザインとすることと、埋蔵文化財包蔵地であることから掘削の必要な部分については必要な届出・協議を行うということを条件・付帯事項として許可する。詳細な付帯事項については協議を行い、その後担当課へ通知することとする。

【諮問結果】 条件を付して可。

(2) 市指定文化財の指定について **【非公開】**

2 報告事項

(1) 岡崎城跡龍城堀南のサクラ伐採及び補植について

【社会教育課説明要旨】

平成 27 年 5 月 25 日の文化財保護審議会では歩道設置等について現状変更の諮問答申を行ったが、植栽の復旧計画を策定するにあたり、既存種低木の補植のみならず、高木である桜を補植する方針としたため、報告事項として説明。

岡崎公園南側の園路整備に伴い、老木化した 17 本の桜が伐採される見込みであり、18

本の桜を5m間隔で補植する計画とする。桜の成長に配慮するが、遺構に影響を及ぼさないよう防根シートの設置等を考えている。

【質疑応答】

- ・戦後植えられたソメイヨシノの寿命が迫っているのは周知である。少し値は張るが、エドヒガンはソメイヨシノの何倍も長生きする。花の大きさは小さめであるし、開花時期も少し早い、これを含めた補植を行うことで将来の並木維持につながるのではないかと思う。
- ・これは前回の現状変更の諮問答申の際にまとめて申請する内容であった。今後は注意してほしい。

(2) 平岩城跡発掘調査について

【社会教育課説明要旨】

調査地は東岡崎駅北側の旧駐輪場付近。東岡崎駅地区周辺整備事業に伴い、道路等の開発範囲において発掘調査を実施しており、平成25、26年度の調査成果について中間報告をするもの。西郷氏及び松平氏等がここに城館を構えたとされており、15世紀から16世紀末にかけての城館跡に類する遺構の発見が期待されている。

現在までの発掘調査で確認された主要遺構は古代と中世を中心時期とする。古代では竪穴建物を中心としており、遺構数の多い掘立柱建物や溝状遺構等は中世で古瀬戸後期の時期を中心とすると思われ、15世紀から16世紀前半と考えられる。

今回の調査で確認された遺構が平岩城跡に関連するものかは定かではないが、時期は西郷氏及び松平氏が居城した時期と重なる。また、平岩城跡の周辺にはいくつかの屋敷跡が指定されており、関連する屋敷群の一部である可能性がある。15世紀後半に明大寺地区は平岩城を中心に屋敷群が展開・周辺の集落と共に発展し、中世都市のような状況を呈したとも想像される。その後、現在の岡崎城へ拠点が移されたため、次第に経済的中心も岡崎城周辺へと移り、明大寺周辺の遺構形成も衰退していったものと思われる。

今後は調査地の西側に出た溝跡について、今年度の試掘調査の結果、更に続いていることが判明したため、開発に伴い調査を実施していく予定である。

(3) 歴史まちづくり事業の歴史的風致について

【社会教育課説明要旨】

岡崎市では歴史まちづくり法に基づく歴史まちづくり事業を平成26～27年度にかけて実施しており、平成28年度の市制100周年に「歴史的風致維持向上計画」の認定を目指している。歴史的風致を維持及び向上するための方針や重点区域、計画期間に実施する施策や事業について取りまとめるため、歴史的風致の構成要素の洗い出しを中心に国との協議を行っている。

【質疑応答】

- ・重点地区は必ず選ばれるものなのか。この地域には重点地区はなしというのがあるのか。
→国と協議の上、岡崎市の歴史的風致の中から選ばれる。
- ・地域の人たちには事業について連絡済みか。
→計画がある程度できた際にパブリックコメントを行うため、その際に市民の方には報告される。

- ・地域の実態をしっかりと理解した上で、まちづくりに活かしていかないと地元とマッチングしない。情報の収集と再調査が必要ではないかと考える。
→本来、もう少ししっかりした調査を実施する必要があるが、他課と連携して市制100周年の来年度に策定するということもあり、策定時間が短い。その中で地元に入って調査をすることは困難。公表した際に市民に受け入れてもらえるような、馴染みあるものを中心に選定していきたいと思っている。
- ・計画策定の際に、なぜその要素が選ばれたのか選定基準・理由を明確にしておくことが必要であり、これがないと地元・地域が納得しないのではないかと。
→全市域に文化財があるということは希有なことであると思っているし、歴まち事業に続いて歴史文化基本構想という文化財のあり方に関わる計画についても来年度以降実施していくので、継続的に整理するなどしてやっていきたいと思う。
- ・計画案の作成に関して、資料には外部への審議機関として文化財保護審議会が入っているが、今回がそうなのか。
→今回は策定状況の中間報告である。今後、計画案ができてから改めて審議に諮らせてもらう。
- ・子どもたちが文化を担っていけるようなものにして、一部の人が興味を持ってもらえるものでなく、地域住民を巻き込んでやっていくものがよい。それから、滝山寺と東岡崎駅間等、アクセスが不便な場所が多い。鉄道駅を拠点にした交通網の整備等、将来像を考えてほしい。
→子ども向けの事業は重要な観点であると思っている。学校指導課で作成している副読本「おかげぎ」は岡崎の通史や偉人についてまとめられており、力を入れている。また、伝統芸能の拡充等にも力を入れ、今後はこれらが補助金の対象となるようにしたいと考えている。まちづくりの関係では、藤川地域が協議会を含め頑張っているの、スポットを当てていきたい。

(4) 新規指定・登録文化財について

【社会教育課説明要旨】

岡崎市指定無形民俗文化財

指定日：平成27年6月30日

名称：堤通手永御田扇祭り、山方手永御田扇祭り

概要：五穀豊穰・町内安全・天下和順等を願い、毎年1年毎にマチからマチへと神輿を中心とした渡御行列により手永内を巡行する民俗行事。

国登録有形文化財（建造物）

答申日：平成27年7月17日

名称：善立寺本堂、七面堂、玄関、山門

概要：本堂…日蓮宗寺院の堂舎であり、本堂は内陣に禅宗様須弥壇を置き、上方を極彩色で飾って装飾密度を高めている。

七面堂…本堂西に位置し、内陣まわりの来迎柱上に出組を載せ、極彩色を施して荘厳さを表現している。

玄関：本堂東に位置し、唐破風造の玄関を設け、格式ある正面構えを見せている。

山門…境内南西隅に位置し、高麗門形式の城門を思わせる古式な姿形で、

境内の表構えに趣を与えている。

(※登録基準：国土の歴史的景観に寄与しているもの)

【質疑応答】

- ・登録文化財について、以前（寺院として）本光寺の登録があつて今回善立寺が登録となる。岡崎市として、今後登録文化財として国に意見具申する物件の順番・基準のよ
うなものはあるのか。
→基準はない。登録文化財の性質上、50年以上経過していれば届出できてしまうとい
うことがある。善立寺なりの経緯があつた。それを受けて岡崎市として意見具申す
ることは断るべきことではないと判断し、届出したもの。善立寺は江戸時代中期の
本堂であり、近代のものではなく、今後の物件について考えさせられるものだった。
市内に江戸中期以降の寺院は多くあるため、仮に一斉に登録したいと言われた時に
対応に困る。そのため、基準等は検討する必要があると考えている。
- ・今後岡崎市がどうしていくか、特に市の文化財の施策の中で活用を考えて届出してい
く必要がある。
→江戸時代中期は登録か指定かということもあり、専門委員に相談して市の方針や候
補リストの作成について進めていきたい。
- ・調査が必要となるので大変だが、登録文化財だけでなく、他の文化財も候補として整
理していく必要があるのではないかと思う。

(5) 勝鬘寺墓地拡幅工事について

【社会教育課説明要旨】

史跡勝鬘寺境内地跡近接地において本堂西裏側に墓園を拡張する工事が計画された。
工事内容としては、西側の旧堀部分に盛土を行い、上段の既設墓地に接続するスロープ
を設置するもの。スロープ設置箇所の一部切土が行われる。

盛土がほとんどであること、史跡範囲外であることから、通常の埋蔵文化財包蔵地の
手続としたい。ただし、堀の確認のため、試掘のトレンチを入れて考古学的なデータ
を得たい。本證寺に関する報告が出ていることもあり、試掘が三河三か寺の考古学的デ
ータ収集の一つとして有用なデータになると考えられる。

【質疑応答】

- ・野寺本證寺が国の指定の文化財になっている割には、上宮寺と勝鬘寺は市指定となぜ
そんなに違うのかという気持ちをもって調査するとういと思う。

3 その他

- ①県指定文化財について
- ②旧大雨河小学校に保管している民具について
- ③発掘調査報告書について
- ④次回以降の審議会開催について
次回審議会は11月開催予定。